

設 立 準 備 会 確 認 書

「エイズ治療・研究開発センター（仮称）設立準備会」において確認、了解された事項は、平成８年１２月９日付「エイズ治療・研究開発センターについて（案）」に記載された事項のほか、下記の事項である。設立準備会の終わりにあたり確認する。

平成 9 年 3 月 2 4 日

設立準備会メンバー

座 長	科学技術担当審議官	伊藤 雅治	
委 員			
	・ 大臣官房厚生科学課長	下田 智久	
	・ 薬務局 医薬品副作用被害対策室長	北村 彰	
	・ 保健医療局 エイズ結核感染症課長	岩尾 総一郎	
	・ 国立病院部 運営企画課長	富岡 悟	
	政策医療課長	松原 了	
	・ 国立国際医療センター		
	病院長	梅田 典嗣	
	運営部長	吉田勝右衛門	
	・ 東京専売病院長	島田 馨	
	・ 原告団・弁護団		
	東京		他 2 名
	大阪		他 2 名

記

一 国立国際医療センター（以下、医療センターという）におけるエイズ治療・研究開発センター（以下、エイズセンターという）の位置付け

- 1 エイズセンターは、エイズ医療を専門的に行う総合的機能の体制を確保する観点から、医療センター病院に位置付ける。（別紙①）
- 2 エイズセンターについては、総合外来部を初めとする他の１２部と独立性を保つという観点から、厚生省組織規程（省令）において、第１７４条の２４及び第１７４条の２５の２条項を新たに設け、省令上明確にした。
- 3 エイズセンター長は、副院長と同格とする。

二 組織人員体制について

- 1 エイズセンターの平成９年度における組織体制は、別紙②のとおりである。

- 2 看護支援調整官、患者支援調整官の下に、実行上、看護婦各1名を配置する。
各調整官の下に配置される看護婦（コーディネーターナース）は、外来看護婦の正規職員4名の内の2名とし、夜勤等の業務は行わせない。
また残りの2名についても、エイズセンターの職務に専念する趣旨から、医療センター病院の夜勤等の回数は月1回程度にとどめるよう努力する。
- 3 医療センターにおいても、エイズセンターの人的体制については、原告団の意見を十分考慮して進める。
事情により再試験を希望する者が、再度試験を受けることについては支障はない。
- 4 エイズセンターの職員の人事異動については本人の意向を考慮する。
- 5 エイズセンター所属の看護婦は、組織上は、医療センター病院の看護部に属するも、エイズセンター業務については、エイズセンター長以下の指揮命令に従う。なお、エイズセンターの職務に専念出来るように、看護部は配慮する。

三 施設・設備について

- 1 病棟、外来施設については、設立準備会で原告団が希望し了承した図面（別紙③④）に沿って、外来については平成9年6月末目途に国際医療協力研修センター1階に、病棟については同年9月末目途に中央棟5階に、それぞれ整備を完了する。
外来の前面に、患者待合所を設置する。
- 2 事務室、医療情報室及び相談室については、平成9年度中に、外来手術棟1階の現在「救急外来」のあるスペースに整備する。
整備完了までの間、暫定的に、事務室は国際医療協力研修センター4階の現「談話室」に、医療情報室は同センター3階の現「エイズ医療情報室」に置く。
- 3 相談室については、当面の間、看護相談室を利用する。
- 4 医療情報室に、医療機関からの診療相談窓口及び患者からの診療相談窓口となる専用電話を各1本設置する。
- 5 エイズセンターの本格的なオープンは、病棟整備後とし、平成9年10月1日を目途とする。

四 その他

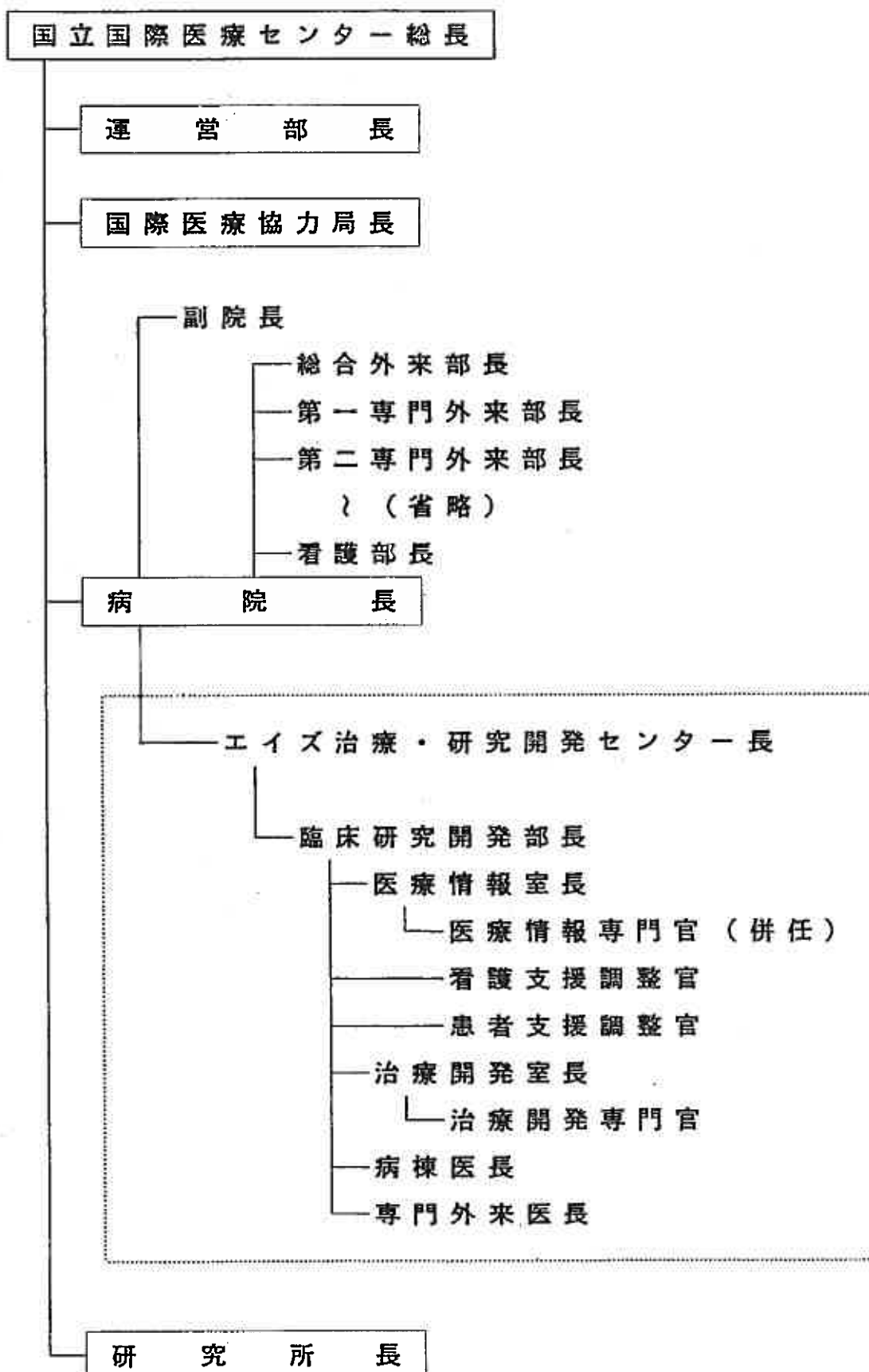
- 1 医療センターにおいても、エイズセンターが和解確認書を踏まえ、薬害被害者救済の一環として設置されたものであることを確認するとともに、引き続き病院内にその趣旨の周知を図る。

人事異動等により引継があったときも同様とする。

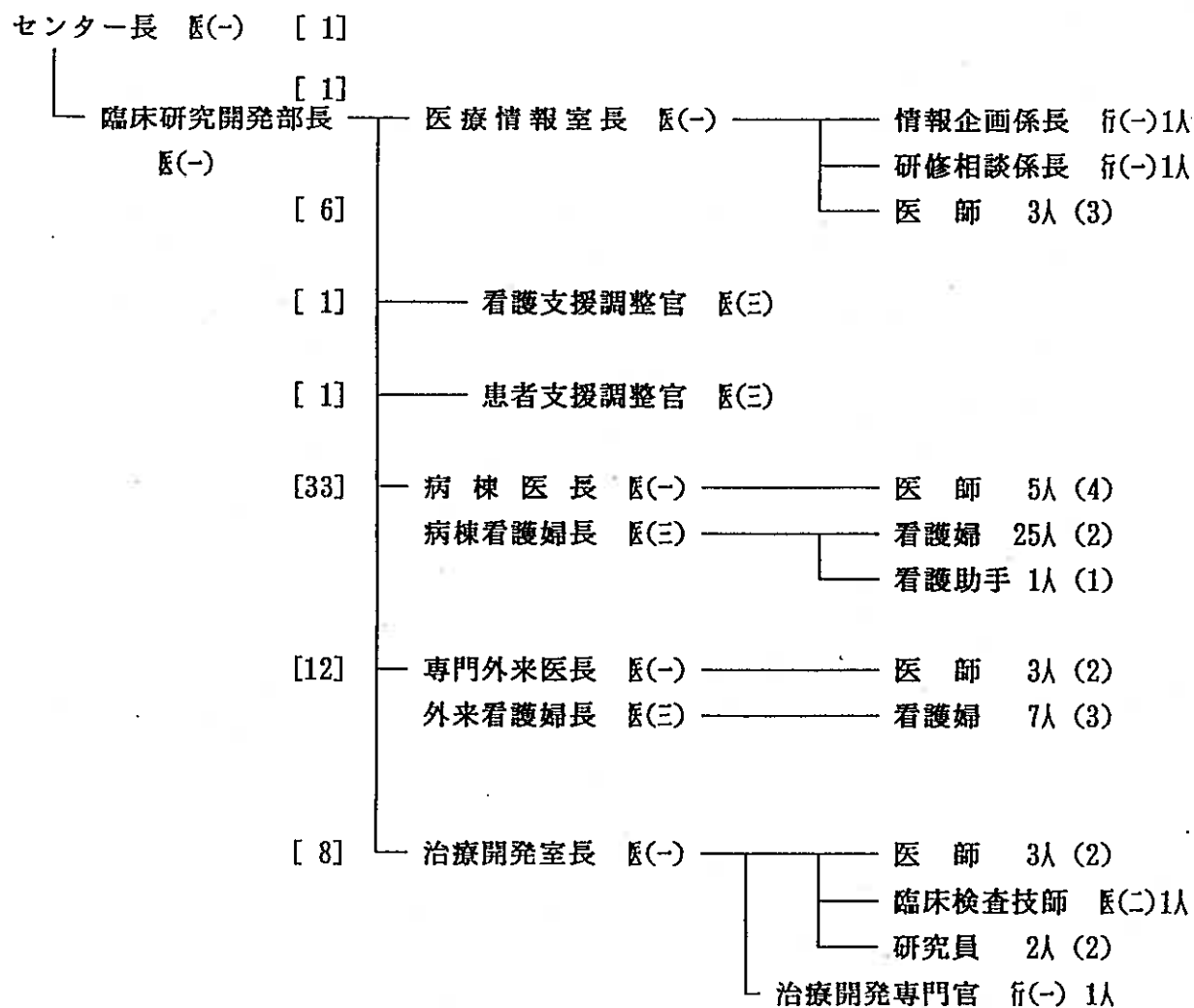
- 2 エイズセンターの運営に関する事項については、運営協議会において検討する。

運営協議会は、厚生大臣と原告団との協議にかかる平成8年11月5日付議事確認書に基づき設置・運営されるものとし、その要綱は別紙⑤のとおりとする。

エイズ治療・研究開発センター（仮称）組織図案



エイズ治療・研究開発センター（仮称）の組織人員体制



* 63人体制、() はレジデント等の再掲。

定員 44人 (増員21人、振替23人)

レジデント等 19人

(内訳)

レジデント 5人

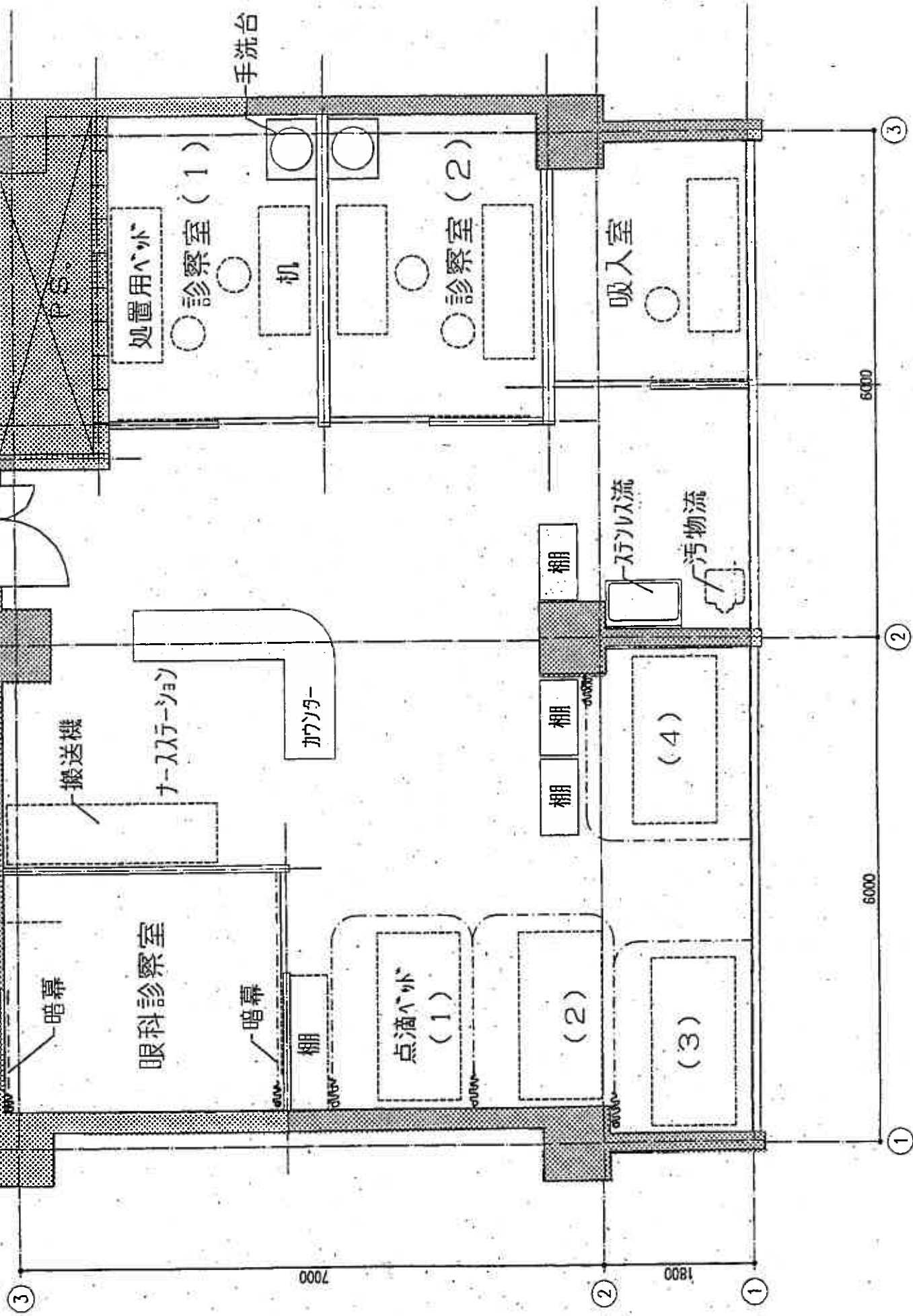
専門修練医 3人

派遣医師 3人

派遣看護婦 5人

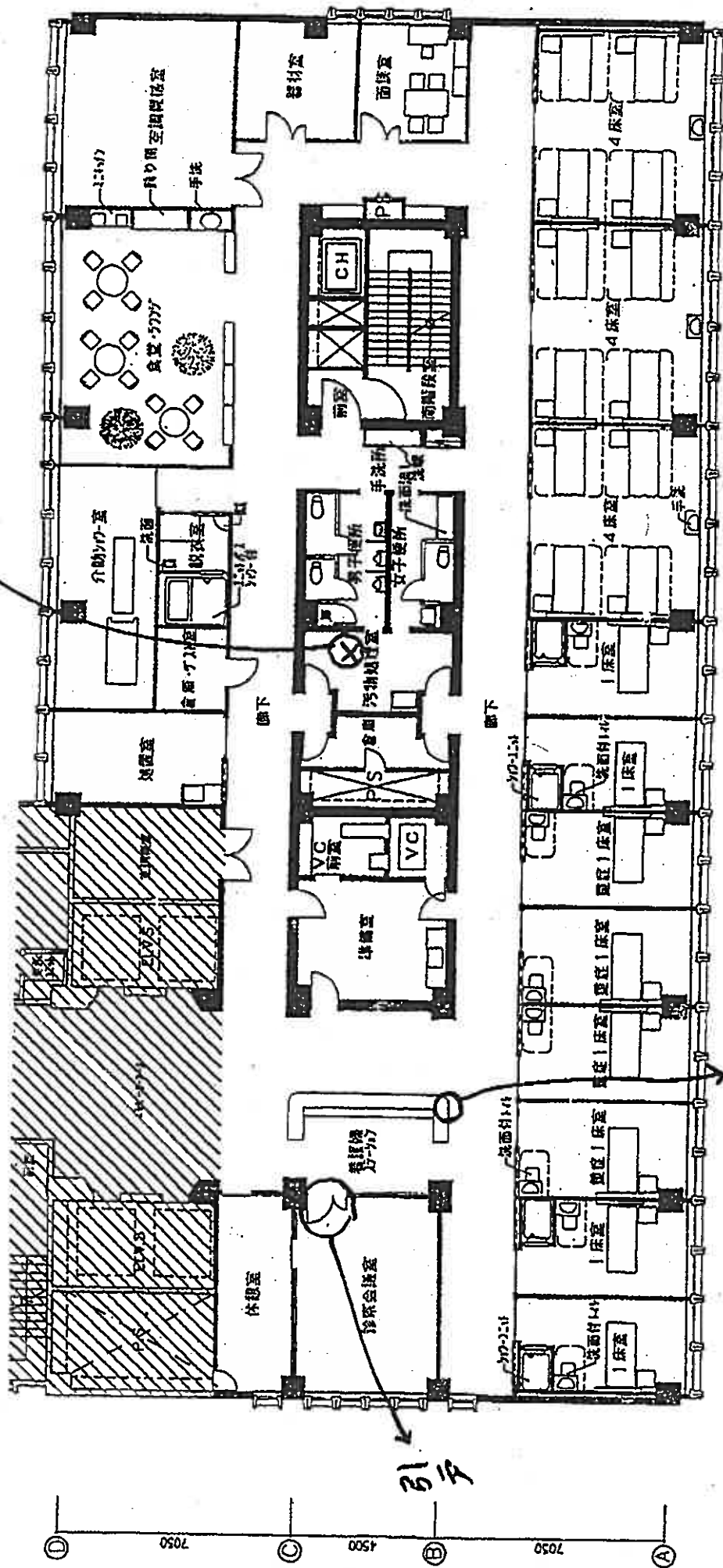
リサーチレジデント (研究担当) 2人

病棟看護助手 1人



(別紙④)

目洗機



5/F

改修5階平面図

エイズ治療・研究開発センター運営協議会要綱（案）

平成 9 年 4 月 1 日

保健医療局国立病院部

1. 設置目的

H I V 訴訟における和解勧告の所見に基づき設立されたエイズ治療・研究開発センター（以下「センター」という。）の円滑な運営を確保するため、関係者が協議を行う場として、エイズ治療・研究開発センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2. 協議事項

- (1) センターの運営に関すること
- (2) センターとブロック拠点病院との連携に関すること

3. 協議会委員

(1) 委員の構成

厚生省	4 名
国立国際医療センター	5 名
原告団	6 名
学識経験者	1 名

(2) 委員（別紙）

4. 協議会の開催

原則年 1 回とする。ただし、当面は年 2 回開催することとし、また、協議会において調整が必要と判断される事項が生じた時は、協議会委員は協議会の開催を座長に要請することができる。

座長は委員の要請を受け、必要があると認めるときは協議会を開催する。

5. 庶務

協議会の庶務は、保健医療局国立病院部政策医療課において処理する。

(別紙)

エイズ治療・研究開発センター運営協議会委員

(厚生省)

○保健医療局国立病院部長

保健医療局国立病院部政策医療課長

保健医療局エイズ結核感染症課長

薬務局医薬品副作用被害対策室長

(国立国際医療センター)

病院長

エイズ治療・研究開発センター長

エイズ治療・研究開発センター臨床研究開発部長

運営部長

看護部長

(原告団)

東京H I V訴訟原告団 3名

大阪H I V訴訟原告団 3名

(学識経験者)

島田 馨(東京専売病院長)

(注) ○は座長